

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 6 月18日
【会社名】	株式会社ビューティ花壇
【英訳名】	Beauty Kadan Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三島 美佐夫
【本店の所在の場所】	東京都墨田区横網一丁目 2 番16号両国国技館前東誠ビル 7 階
【電話番号】	03 - 5819 - 5670
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 須浪 薫
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区横網一丁目 2 番16号両国国技館前東誠ビル 7 階
【電話番号】	03 - 5819 - 5670
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 須浪 薫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、平成24年6月18日の取締役会において、平成24年9月1日を効力発生日（予定）として、会社分割により当社の熊本支店における生花祭壇事業を連結子会社である株式会社クラウンガーデネックス（以下「クラウンガーデネックス」といいます。）に承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

（1）当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社クラウンガーデネックス
本店の所在地	熊本県熊本市南区流通団地1-46
代表者の氏名	代表取締役社長 田口 絹子
資本金の額	62,500千円
純資産の額（平成23年5月31日）	31,468千円
総資産の額（平成23年5月31日）	142,356千円
事業の内容	ブライダル装花事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：千円）

	平成21年5月期	平成22年5月期	平成23年5月期
売上高	163,988	200,394	238,721
営業利益	42,904	11,554	17,749
経常利益	45,244	4,966	15,821
純利益	52,528	3,528	14,661

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成24年6月18日現在）

名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合
株式会社ビューティ花壇	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	クラウンガーデネックスは当社の100%子会社であります。
人的関係	当社取締役及び監査役が承継会社の役員に就任しております。
取引関係	クラウンガーデネックスに本社を賃貸しております。

(2) 当該吸収分割の目的

当社が熊本エリア（南九州地方）で展開する生花祭壇事業を株式会社クラウンガーデネックスへ集約し、地域性によるニーズに対してより柔軟に対応し、さらなる営業強化を進めるとともに、事業運営の最適化、経営資源の効率的活用により事業基盤の強化を図ることを目的として、平成24年9月を目処に、熊本エリア（南九州地方）における生花祭壇事業を子会社化することを決定いたしました。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とし、当社100%子会社であるクラウンガーデネックスを承継会社とする吸収分割により行います。

吸収分割に係る割当ての内容

本会社分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行われません。

その他の本件吸収分割契約の内容

本件吸収分割契約の内容は後記の「吸収分割契約書」のとおりです。

(4) 当該吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 本件会社分割後の吸収分割承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社クラウンガーデネックス
本店の所在地	熊本県熊本市南区流通団地1-46
代表者の氏名	代表取締役社長 田口 絹子
資本金の額	62,500千円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	生花祭壇事業、ブライダル装花事業

記

吸収分割契約書

株式会社ビューティ花壇（以下「甲」という。）と株式会社クラウンガーデネックス（以下「乙」という。）とは、甲の事業を乙が承継する吸収分割に関し、次のとおり契約する。

第1条（目的）

甲の事業のうち、熊本支店における生花祭壇事業（以下「本件事業」という。）を、本契約書第6条に規定する効力発生日（以下「効力発生日」という。）をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件分割」という。）。

第2条（分割に際して交付する対価）

乙は、本件分割に際して甲に対して何らの対価を交付しないものとする。

第3条（資本金及び準備金等）

本件分割後においても乙の資本金及び準備金は変更しないものとする。

第4条（分割により承継する権利義務）

（１）本件分割により乙が甲から承継する権利義務等は、効力発生日において甲が本件事業に関して有する別紙「承継権利義務明細書」記載の権利義務等とする。

（２）甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第5条（分割承認総会）

本契約の締結については、甲においては会社法784条3項により、乙においては同法796条1項により、いずれも株主総会の決議を要しないことを確認する。

第6条（効力発生日）

効力発生日は平成24年9月1日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条（雇用契約の承継）

乙は、本件事業に従事する甲の従業員（パートタイマーを含む。）と甲との雇用契約を承継する。

第8条（乙の役員の任期）

乙の取締役及び監査役に就任した者の任期は、本件分割により影響を受けないものとする。

第9条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結後分割効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって本事業に係る業務の執行及び財産の管理を行うものとする。

第10条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議の上、分割条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第 1 1 条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第 1 2 条（本契約に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

平成24年 6 月18日

甲： 東京都墨田区横網 1 丁目 2 番16号
株式会社ビューティ花壇
代表取締役社長 三島 美佐夫

乙： 熊本県熊本市南区流通団地 1 - 46
株式会社クラウンガーデネックス
代表取締役社長 田口 絹子

承継権利義務明細書

1．承継する資産及び負債

（ 1 ）流動資産

本件事業に属する流動資産。ただし、現金及び預金並びに売掛金を除く。

（ 2 ）固定資産

本件事業に属する有形固定資産及び投資その他の資産。ただし、建物及び車両運搬具を除く。

（ 3 ）流動負債

本件事業に属する未払金及び賞与引当金。

（ 4 ）固定負債

本件事業に属する退職給付引当金。

2．承継する契約上の地位

本件事業に関し、甲が締結している契約は、全て乙が承継する。但し、本件事業以外の甲の事業にも関係する契約についてはその限りではない。

3．承継する労働契約上の権利義務

本件事業に従事する甲の従業員のうち、効力発生日において在籍している者については効力発生日において全員を乙が引き継ぎ、以後乙の従業員として雇用する。甲における勤続年数は乙において通算する。